

令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 別添「令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり。
- (2) 業務名 令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務
- (3) 業務内容 別添「令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり。  
ただし、契約時における仕様は、最適受託者として選定された者の  
企画提案内容に応じて変更することがある。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

19,688,900円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年5月10日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、書面にて提出することとし、提出方法は持参、ファックス、電子メールのみとする。  
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和5年5月12日（金）
- (4) 回答方法：弘前市ホームページに掲載

## 5. 資料の閲覧

希望者に対して次の資料を公開する。閲覧を希望する者は下記14. 担当にあらかじめ希望日時を伝え、了解を得ることとする。

- (1) 平成26年度弘前市立地適正化計画素案策定業務報告書
- (2) 平成27年度弘前市立地適正化計画策定業務報告書
- (3) 平成28年度弘前市立地適正化計画策定業務報告書

また、次の資料については弘前市ホームページで公開しているので、ダウンロードのうえ企画提案書作成の参考とすること。

- (4) 弘前市地域公共交通再編実施計画（概要版）
- (5) 弘前市地域公共交通網形成計画
- (6) 弘前市地域公共交通総合連携計画
- (7) 弘前圏域地域公共交通計画
- (8) 弘前市地域公共交通計画

## 6. 参加意思表明書の作成及び提出

### (1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式2） 1部
- ② 業務経歴書（様式自由） 1部

### (2) 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜、日曜及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

### (4) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

## 7. 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類・必要部数

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
  - ア 会社概要（様式4）
  - イ 技術者の概要（様式5）
  - ウ 業務実績調書（様式6）
  - エ 担当技術者調書（様式7）
  - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）
  - カ 再委託調書（様式9）  
※再委託する場合のみ
  - キ 工程表（様式10）
  - ク 企画提案書（任意様式）
  - ケ 参考見積書（任意様式）

### (2) 作成要領

- ①企画提案書の規格はA4判とし、仕様書の内容を踏まえ、以下の内容について合計10ページ以内（表紙を除く）とする。
  - (A) 技術責任者（管理技術者）に関する事項  
様式7、8を使用し、以下の内容を必ず記載すること。
    - ・所有する資格
  - (B) 主担当技術者に関する事項  
様式7を使用し、以下の内容を必ず記載すること。
    - ・所有する資格
    - ・現在の手持ち業務の規模
  - (C) 業務の実施方針
  - (D) 業務の実施フロー、スケジュール、実施体制
  - (E) 業務内容に関する技術提案
- ②会社概要は縦A4判で様式4を使用し、以下の項目を必ず記載すること。
  - ・会社名、本社所在地、技術者数、業務内容
  - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス）
- ③受託経費見積書は、提出年月日、商号又は名称、代表者職氏名、見積金額（消費税等込み）、見積内訳を必ず記載し、代表者印を押印すること。

### (3) 提出期限等

- ①提出期限：令和5年5月26日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出方法：持参又は郵送によること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。(土曜、日曜及び祝日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和5年5月31日(水)【予定】

### (1) 審査(書類審査、ヒアリング等による審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記9(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてヒアリング等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。ヒアリング等は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

ただし、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知します。

提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

### (2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知します。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当部署へ説明を求めることができます。

## 9. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 業務実績・技術者 10点
- (2) 企画提案の内容・実施体制 70点
- (3) 参考見積書 10点
- (4) ヒアリング等の内容 10点

※基準点は60点とします。

## 10. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

## 1 1. 日程

公示	令和5年4月24日	
質問受付締切	令和5年5月10日	午後5時まで
質問回答	令和5年5月12日	
参加意思表明書提出期限	令和5年5月15日	午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和5年5月26日	午後5時まで
審査	令和5年5月31日	(予定)
結果通知	令和5年6月上旬	(予定)
契約締結	令和5年6月中旬	(予定)
業務開始	令和5年6月中旬	(予定)

## 1 2. 失格事項

プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又はプロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、弘前市地域公共交通会議と協議のうえ決定するものとします。

(7) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。

ア. 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

イ. プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

ウ. 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

#### 14. 担当部署（提出・問合せ先）

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

弘前市地域公共交通会議事務局

（弘前市役所 都市整備部 地域交通課） 担当：三浦

TEL 0172-35-1124 FAX 0172-35-3765

電子メール：chiikikoutsuu@city.hirosaki.lg.jp

審査基準及び配点（評価基準）

評価項目	評価事項	基準点	換算値	評価点
(1)業務実績・技術者	技術責任者及び担当者について、業務の確実な遂行に資する業務経験を有しているか	10		
(2)企画提案の内容・実施体制	業務の実施方針は妥当か	10		
	業務の実施フロー・スケジュール（工程表）・実施体制は妥当か	10		
	[提案の的確性] 業務に対する理解が十分で、提案内容が、仕様書と整合性が十分とれているか	10		
	[提案の地域性] 提案内容が、弘前市の地域性に適合しているか	20		
	[提案の創意工夫] 提案内容が、業務の課題に着目し、工夫が取り入れられているか	20		
(3)参考見積書	見積内容及び見積金額は妥当か	10		
(4)ヒアリング等の内容	説明能力、コミュニケーション能力、業務に対する意欲等を備え、円滑な業務遂行が可能か	10		
合計		100		

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点＝基準点×換算値

※応募者が1社の場合

基準点を60点とし、評価点(全審査委員の評価点の合計の平均点)が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とします。(満たさない場合は、該当なし。)